

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱

平成 8 年 12 月 27 日島根県告示第 1075 号

(最終改正 令和 5 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この告示は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用の確保を図ることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「農薬」とは、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する農薬をいう。

2 この告示において「事業者」とは、県内に所在するゴルフ場（ホール数が 9 ホール以上のものに限る。以下同じ。）を経営する者（その者以外の者が当該ゴルフ場を管理運営する場合には当該管理運営する者とし、ゴルフ場の造成工事が着手された場合における当該工事の注文者を含む。）をいう。

(登録農薬の使用等)

第 3 条 事業者は、ゴルフ場において農薬を使用するときは、法第 3 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の登録を受けている農薬を使用しなければならない。

2 事業者は、ゴルフ場において使用する農薬を購入するときは、法第 3 条第 1 項の登録を受けた製造者若しくは輸入者、法第 17 条第 1 項の規定による届出をした販売者、法第 34 条第 1 項の登録を受けた者若しくはその者が同条第 2 項の規定により選任した者又は法第 36 条第 1 項の規定による届出をした輸入者から購入しなければならない。

3 前 2 項の規定は、事業者からゴルフ場における農薬を使用する防除の委託を受けた者に準用する。

(農薬表示事項の遵守)

第 4 条 事業者は、ゴルフ場における農薬の使用及び貯蔵に当たっては、適用病害虫の範囲及び使用方法、貯蔵上又は使用上の注意事項その他の法第 16 条（法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により表示された事項を遵守しなければならない。

(農薬の選定)

第 5 条 前条に定めるもののほか、事業者は、ゴルフ場において使用する農薬の選定に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため別に定める島根県ゴルフ場芝病害虫雑草防除指針（以下「ゴルフ場芝防除指針」という。）及び農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）に規定する基準（以下「農薬使用基準」という。）に基づき、防除効果、ゴルフ場の立地条件、農薬の使用がゴルフ場周辺の環境に与える影響その他の事情を勘案するものとする。

(農薬の使用方法)

第 6 条 第 4 条に定めるもののほか、事業者は、ゴルフ場における農薬の使用に当たっては、農薬の散布に従事する者、ゴルフ場の利用者若しくは従業者又はゴルフ場周辺の住民の危険及びゴルフ場周辺の家畜、農作物（樹木及び農林産物を含む。）又は水域の生活環境動植物の被害を防止するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) 農薬使用基準

(2) 予察灯の設置等により病害虫等の発生状況を把握し、適期に適量の農薬を使用すること。

(3) 降雨、強風その他の農薬の散布に不適切な気象状況が生じた場合には、散布を中止すること。

(4) ゴルフ場周辺の河川、湖沼その他の水域に農薬を直接に飛散又は流入させないこと。

(5) 前 3 号に掲げるもののほか、気象条件、地理的条件その他の自然的条件及びゴルフ場周辺の利水状況その他の社会的条件に適切に配慮すること。

(6) 使い残した農薬、空容器その他の農薬の使用に伴って生じた不要物を適切に処理すること。

(7) 航空機を利用した農薬の散布（以下「空中散布」という。）を行うに当たっては、前各

号に掲げるもののほか、次に掲げる事項。

ア ゴルフ場周辺の住民及び保健所、病院その他の関係機関並びに関係市町村長に対して、あらかじめ、空中散布を実施する日時及び区域、空中散布に使用する農薬の名称その他空中散布による被害を防止するために必要な事項を周知すること。

イ 危被害を未然に防止するために飛散状況の調査を実施し、その記録を整備すること。

前各号に掲げるもののほか、ゴルフ場芝防除指針に定める事項。

(農薬の貯蔵)

第7条 第4条に定めるもののほか、事業者は、ゴルフ場における農薬の貯蔵に当たっては、施錠した保管庫における保管その他の農薬の盗難、紛失、飛散、漏出、流出又は滲出を防止するための措置を講ずるものとする。

(農薬使用管理責任者の設置)

第8条 事業者は、ゴルフ場ごとに、農薬使用管理責任者を置き、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用の確保に当たらせるものとする。

2 前項の農薬使用管理責任者は、県が開催する農薬の安全かつ適正な使用の確保に関する研修会を3年に1回以上受講するものとする。

3 事業者は、第1項の規定により農薬使用管理責任者を置いたときは、速やかに、様式第1号により知事に報告するものとする。農薬使用管理責任者を変更したときも、同様とする。

(農薬使用管理責任者等の資質向上)

第9条 事業者は、農薬使用管理責任者その他ゴルフ場において農薬の使用に携わる従業者を県又は関係団体の実施する研修会等に参加させること等により、これらの者の資質の向上に努めるものとする。

(防除計画の作成及び農薬使用状況の記録)

第10条 事業者は、毎年度末までに、ゴルフ場芝防除指針及び農薬使用基準に基づき、翌年度における主要な病害虫等の防除時期、使用する農薬の種類等を定めた防除計画を作成するものとする。

2 空中散布を行う事業者は、実施の確定後速やかに様式第2号により空中散布実施事前通知書を、実施の1月前までに様式第3号により実施計画書を、実施後2週間以内に様式第4号により実施報告書を知事に提出するものとする。

3 事業者は、管理日誌を備え付け、使用した農薬の名称及び量、散布の場所、面積及び時間、対象病害虫等の種類及び発生状況、使用機器及び防除装備の種類、使い残した農薬、空容器及び使用器具の処理状況、当日の天候、事故の発生の有無及び事故が発生した場合において講じた措置その他農薬の使用の状況に関する事項を記載しておくものとする。

4 事業者は、農薬受払簿を備え付け、農薬の購入量、使用量及び残量を記載しておくものとする。

5 事業者は、毎年度4月末日までに前年度の農薬の使用実績を、様式第5号により知事に報告するものとする。

6 事業者は、前項の規定による様式第5号による報告に代えて、別に定めるところにより、当該様式第5号に記載すべき事項を電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該事業者は、当該様式第5号による報告をしたものとみなす。

7 前項に規定する方法により行われた報告は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

8 知事は、第5項の規定による報告の内容を環境省へ提供するものとする。

(水質の保全管理)

第11条 事業者は、ゴルフ場の調整池における魚類の飼育等により、常時ゴルフ場内の水質の監視を行うものとする。

2 事業者は、ゴルフ場から排出される水(以下「排水」という。)がゴルフ場外の水域に流出する地点(以下「排水口」という。)又はゴルフ場の調整池において、使用した農薬の濃度を毎年度定期的に調査するものとする。

3 事業者は、前項の規定による調査の結果を、その都度速やかに、様式第6号により知事に報告

するものとする。

- 4 前項の場合において、前条第6項から第8項までの規定を準用する。
 - 5 事業者は、排出水中の農薬の濃度が水濁指針値（別表に掲げる農薬及び法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年環境省告示第60号）において定める基準値（次項第1号において「水濁基準値」という。）が設定されている農薬に係る指針値をいう。次項において同じ。）又は生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年環境省告示第31号）のうち、法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年農林省告示第346号）第3号イの基準において定める基準値（次項第2号において水産指針値（同項第8号に基づく「水産基準値」という。）が設定されている農薬に係る指針値をいう。次項において同じ。）を超えていることが判明したときは、直ちに、当該農薬の使用に関し、知事の指導を受け必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 水濁指針値及び水産指針値は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。
 - (1) 水濁指針値 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める値
 - ア 別表に掲げる農薬 同表に定める指針値
 - イ ア以外の農薬で水濁基準値が設定されているもの 水濁基準値を10倍した値
 - (2) 水産指針値 水産基準値を10倍した値
（周辺環境等に異常が生じたときの措置）
- 第12条 事業者は、ゴルフ場又はその周辺の環境に農薬の使用に伴うと認められる異常な事態が生じたときは、直ちにその旨を島根県農林水産部農山漁村振興課長その他の関係機関に報告するとともに、その原因を究明して適切な措置を講ずるものとする。
（記録等の保存）
- 第13条 事業者は、第6条第7号イの飛散調査記録、第10条第1項の防除計画、同条第3項の管理日誌、同条第4項の農薬受払簿及び第11条第2項の規定による調査の結果を当該作成、記載又は調査の日から3年間保存するものとする。
（報告及び検査）
- 第14条 事業者は、知事がこの告示を実施するため必要があると認めて、農薬の使用に関し報告を求め、又は関係職員に必要な場所において農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件についての検査をさせようとしたときは、当該報告又は検査の求めに応ずるものとする。
（勧告）
- 第15条 知事は、第10条第5項、第11条第3項若しくは前条の規定により報告を受け、又は同条の規定により検査をさせた場合において、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとることを勧告するものとする。
（市町村との連携）
- 第16条 知事は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、必要に応じ、ゴルフ場における農薬の使用に関する情報の交換等により関係市町村長との連携を図るものとする。
（雑則）
- 第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

農 薬 名		指針値 (m g / L)
殺 虫 剤	ダイアジノン	0. 0 5 0
	チオジカルブ	0. 8 0 0
	トリクロロホン (D E P)	0. 0 5 0
	ペルメトリン	1. 0 0 0
	ベンスルタップ	0. 9 0 0
殺 菌 剤	イプロジオン	3. 0 0 0
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0. 0 6 0
		(イノクタジンとして)
	シプロコナゾール	0. 3 0 0
	チウラム (チラム)	0. 2 0 0
	チオフアネートメチル	3. 0 0 0
	トルクロホスメチル	2. 0 0 0
	バリダマイシン	1 2. 0 0 0
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1. 0 0 0	
ベノミル	0. 2 0 0	
除 草 剤	シクロスルファムロン	0. 8 0 0
	シマジン (C A T)	0. 0 3 0
	トリクロピル	0. 0 6 0
	ナプロパミド	0. 3 0 0
	フラザスルフロン	0. 3 0 0
	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0. 0 5 1
	(MCPA として)	

注1 表に記載の指針値は、以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI}(\text{mg}/\text{kg 体重}/\text{日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADI の 10\%配分}) / 2(\text{L}/\text{人}/\text{日}) \} \times 10$$

2 表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合には、水濁基準値を10倍した値を指針値とする。

様式第1号（第8条関係）

農薬使用管理責任者設置（変更）報告書

年 月 日

島根県知事 様

ゴルフ場の名称：

ゴルフ場の所在地：

事業者の氏名：（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり農薬使用管理責任者を設置（変更）したので、報告します。

記

1 設置（変更）年月日

年 月 日

2 農薬使用管理責任者

氏名：

連絡先：

県が開催する農薬の安全かつ適正な使用の確保に関する研修会の受講

受講年月日： 年 月 日

様式第2号（第10条関係）

年度空中散布実施事前通知書

年 月 日

島根県知事 様

ゴルフ場の名称：

ゴルフ場の所在地：

事業者の氏名：（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ゴルフ場における空中散布を下記のとおり計画しましたので、島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱第10条第2項の規定に基づき提出します。

記

- 1 実施予定日時
- 2 実施予定区域
- 3 対象作物（品種）名、病害虫名及び面積
- 4 散布農薬
 - （1）農薬名
 - （2）剤型
 - （3）希釈倍率
 - （4）散布量（ $l \cdot kg/ha$ ）

様式第3号（第10条関係）

年度空中散布実施計画書

年 月 日

島根県知事 様

ゴルフ場の名称：
ゴルフ場の所在地：
事業者の氏名：（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ゴルフ場における空中散布を下記のとおり計画しましたので、島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱第10条第2項の規定に基づき提出します。

記

- 1 実施予定日時
- 2 実施予定区域
- 3 対象作物（品種）名、病害虫名及び面積
- 4 散布農薬
 - (1) 農薬名
 - (2) 剤型
 - (3) 希釈倍率
 - (4) 散布量 ($\text{l} \cdot \text{kg} / \text{ha}$)
- 5 危被害防止対策
- 6 防除委託先（作業を委託する場合）
 - (1) 業者名及び操作要員氏名
 - (2) 使用機種名及び散布装置

添付資料

- ・ 散布予定区域の地図（散布区域及び散布除外区域の協会、河川等、浄水場、航空機の飛行の障害物の位置並びに飛散調査箇所を明示したもの）
- ・ 関係機関への説明文書、同意書等周知活動に用いた資料の写し

（注）危被害防止対策は、①広報・周知活動の範囲、方法及び回数、②標識の設置の有無、③飛散調査の有無等を記入すること。

様式第4号（第10条関係）

年度空中散布実施報告書

年 月 日

島根県知事 様

ゴルフ場の名称：

ゴルフ場の所在地：

事業者の氏名：（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ゴルフ場における空中散布を下記のとおり実施しましたので、島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱第10条第2項の規定に基づき提出します。

記

- 1 実施日時
- 2 実施区域
- 3 対象作物（品種）名、病虫害名及び面積
- 4 散布農薬
 - (1) 農薬名
 - (2) 剤型
 - (3) 希釈倍率
 - (4) 散布量 ($l \cdot kg/ha$)
- 5 危被害、事故及び飛散の有無（発生した場合はその状況及び措置内容）
 - (1) 危被害又は事故の有無
 - (2) 飛散の有無
- 6 防除委託先（作業を委託する場合）
 - (1) 業者名及び操作要員氏名
 - (2) 使用機種名及び散布装置

様式第5号（第10条関係）

年度農薬使用実績報告書

年 月 日

島根県知事 様

ゴルフ場の名称：

ゴルフ場の所在地：

事業者の氏名：（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

別紙のとおり、 年度における農薬使用実績を報告します。

様式第6号（第11条関係）

年度水質調査結果報告書

年 月 日

島根県知事 様

ゴルフ場の名称：

ゴルフ場の所在地：

事業者の氏名：（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

別紙のとおり、水質調査結果を報告します。

記

1 主要農薬の排水口又は調整池での濃度 （単位：mg/l）

農薬名	調査年月日		農薬名	調査年月日	
	地点①	地点②		地点①	地点②

2 分析機関名

（注）分析結果の写しを添付すること。